

人口減少対策市町村支援事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領

人口減少対策市町村支援事業委託業務公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次のすべてを満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「人口減少対策市町村支援事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加事業者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加事業者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加事業者

2 審査の項目及び点数

総合点数は、審査員1人あたり100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- (1) 基本的な考え方 (10点)
- (2) 企画内容 (70点)
- (3) 業務実績及び業務執行能力等 (10点)
- (4) 経費見積 (5点)
- (5) 県が推進する施策に関する取組状況 (5点)

3 審査委員会

参加事業者から提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時・場所 (予定)

- ①日時：令和8年3月30日(月)午後
- ②場所：(公財)高知県人権啓発センター4階会議室(高知市本町4丁目1番37号)

(2) プレゼンテーション (予定)

- ①プレゼンテーションの時間は、1参加事業者あたり20分以内とする。

※日程の都合上、制限時間は変更となる可能性あり

- ②プレゼンテーションの実施にあたっての説明資料は、企画提案書の内容と同一のものに限る。
- ③各社プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑時間(20分程度)を設ける。
- ④開催時間や場所等の詳細は、別途連絡する。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づき、審査を行う。
- (3) すべての参加事業者の審査が終了した後、各審査委員の審査結果を集計し、総合点数の60%以上を獲得している得点の高い者から順に候補者と次点者を決定する。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。

審 査 基 準

審査の項目		審査の視点	配点	合計
1	基本的な考え方	・人口減少対策に係る本県の課題や施策等を理解するとともに、本業務の背景や目的を踏まえた具体的かつ体系的なものとなっているか	10	10
2 企画内容				
	人口減少対策に取り組む市町村における状況整理	・地域の現状やこれまでの施策に関する整理、また、地域が抱える課題の深掘りや新たな視点からの掘り起こし等について、どのように実施していくのか、考え方やプロセス等が具体化されているか ・地域の実情把握や市町村との関係構築にあたっての手法が明確なものとなっているか	30	70
	専門アドバイザーの助言を踏まえた磨き上げ支援	・実施方法や展開プロセス等について、具体的かつ効果的なものとなっているか ・事業の実施効果を高める独自視点の提案はあるか	30	
	専門アドバイザーの選定や勉強会の開催内容に関する独自視点	・保有するネットワーク等を生かした効果的な人選となっているか ・勉強会の内容は、市町村が人口減少対策に取り組むにあたって、知識の習熟を図ることのできる効果的なものとなっているか	10	
3	業務実績及び業務執行能力等	・類似の業務実績があり、十分な能力と経験を有する管理責任者及び担当者が配置され、業務を円滑に遂行できる人員・体制が確保されているか ・事業実施スケジュールは適切か ・高知県内に「拠点」を有しているか（県内事業者、県内事業者を含む共同事業体、サテライトオフィス等の活動拠点を有する、再委託先が高知県内に本店を有するのいずれかに該当する場合に5点を加点）	10	10
4	経費見積	・積算内訳や根拠を明確にしたうえで、事業実施に必要な経費が適正に見込まれているか	5	5
5	県が推進する施策に関する取組状況	・県が推進する以下の施策の認証を受け、または、登録し、取り組んでいるか ①高知県ワークライフバランス認証制度（最大3点） ・男性育休推進部門（1点） ・次世代育成支援部門又は女性の活躍部門（1点） ・上記以外の部門（1点（複数部門の場合も同様）） ②こうち男性育休推進企業（1点） ③こうちSDGs推進企業（1点）	5	5
合 計				100